

電子保証に関するお知らせ

令和8年1月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から、損害保険会社の契約保証について、電子保証が可能となります。

富山県では、建設工事及び建設工事等に係る委託業務について、契約保証及び前払金保証（中間前金払）の電磁的な方法による提出（電子保証）に対応しています。

損害保険会社の契約保証（公共工事履行保証証券及び履行保証保険）について、**令和8年1月1日以降に契約を締結する案件**より、**保証証券等確認システムでの電子保証**を認めます。

電子保証の対象及び利用方法

➤ 電子保証の対象

建設工事及び建設工事に係る委託業務に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金保証）のうち、以下に挙げるもの。

- ・ 保証事業会社の保証
- ・ **損害保険会社による公共工事履行保証証券及び履行保証保険（令和8年1月1日より）**

➤ 保証事業会社の電子保証を利用する手続き

- ・ 保証事業会社が発行する「**電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ**」（PDF）を**電子メールに添付**し、下記メールアドレスまで送信してください。
- ・ 電子保証の申込み、利用方法等については保証事業会社までお問い合わせください。

➤ 損害保険会社の保証証券等確認システムを利用する手続き

- ・ 損害保険会社又は代理店の発行する「**発注者提出用フォーマット**」に、**工事名、受注者名及び保証証券等確認システムから自動送信される「閲覧用URL」を記載して電子メールに添付**し、下記メールアドレスまで送信してください。
- ・ 契約保証の申込み、保証証券等確認システムの利用方法等については損害保険会社までお問い合わせください。
- ・ PDFにより発行された保険証券等を電子メールで提出する方法は対象外となりますのでご注意ください。

認証キー送付先

- ・ 契約保証用メールアドレス **atakaokadoboku@pref. toyama. lg. jp**

※¹ メールアドレスの入力誤り・誤送信にご注意ください。

※² 件名は「（工事番号）【受注者名】契約保証電子保証書」としてください。

※³ 契約締結前までに送信願います。

【注意】電子契約の場合は、高岡土木センターからのメールの記載に従い送信ください。

- ・ 前払金保証用メールアドレス **atakaokadoboku@pref. toyama. lg. jp**

※¹ メールアドレスの入力誤り・誤送信にご注意ください。

※² 件名は「（工事（業務）番号）【受注者名】前払金電子保証書」としてください。

※³ 前払金保証書と前払金請求書はセットで提出願います。

（前払金の支払口座が正しく登録されているか確認してください）

【お問い合わせ先】 富山県高岡土木センター企画管理課

（契約保証に関すること） 業務班 0766-26-8423

（前払金保証に関すること） 総務班 0766-26-8419